

農業者の皆様

宇都宮市農業再生協議会
会長 佐藤俊伸

「水張り実施状況申告書」及び
「水張りの実施状況が確認できる写真」の提出について

日頃から、本市再生協事業について、特段の御理解をいただき、お礼申し上げます。

さて、国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、5年間（令和4年度から令和8年度まで）に一度も水稲作付けが行われていない農地は交付対象としないこととされましたが、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、水稲作付けを行ったものとみなす例外的取扱いが示されております。

本協議会におきましては、「水張り実施状況申告書（以下「申告書」という。）」及び「水張りの実施状況が確認できる写真（以下「写真」という。）」をもって、水張りの実施状況を確認することといたします。

つきましては、水稲以外の作物を作付けている水田で1か月以上の湛水管理を実施した場合には、申告書及び写真の提出をお願い申し上げます。

【注意事項】

1 申告書の必要事項の記載について

申告書は、必要事項（所在地、水張り期間、水張り日数）をすべて記載してください。

2 写真について

- ・ 写真は、ほ場全体の水張りの実施状況が確認できるよう撮影してください。
- ・ 必ず、写真裏面又は余白に所在地の記載をしてください。

※ 写真は、水田ごとに必要です。

【提出方法】

事務局 又は JAうつのみや各営農経済センターに御提出ください。

※1 1か月以上の湛水管理を実施後、速やかに提出してください。

申告書及び写真は、随時、受け付けます。

※2 事務局への返信用封筒が必要となる場合は、事務局に御連絡をお願いします。

※3 申告書及び写真を電子データにより提出することを希望する場合は、事務局に御相談ください。

申告書の必要事項の記載がない場合や、ほ場全体の水張りの実施状況が確認できない場合、写真裏面又は余白に所在地の記載がない場合など、提出書類に不備がある場合は、有効な書類として受付できませんので御注意ください。

宇都宮市農業再生協議会事務局

TEL 028 (632) 2458

FAX 028 (639) 0618

メール u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが進められており、併せて、現行ルールの再徹底が求められています。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールや5年間での水稲作付けの方針について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 国の見直し内容

国は、麦などの転換作物（畑作物）の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、**次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。**

(1) 見直し内容

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稲の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除外する。

(2) 例外

- ・ 水稲の作付けがない場合であっても、**湛水管理（※）を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、交付対象とされます。**
- ・ また、「災害復旧」や「基盤整備」に関連する事業が実施されている間は、5年間に一度も水稲作付けが行われない場合も、交付対象とされます。

※ 「湛水管理」とは、「水田を水で満たす状態にすること」をいう。

2 交付対象水田の現行ルール

国から、上記1の見直しと併せて、現行ルールの徹底を求められています。

次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

1 水田機能を喪失した農地

- ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
- ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
- ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地

2 作物の作付けが3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ **令和5年度営農計画書に、「畦畔や水利機能がない場合」の申告欄を設けました。**

「畦畔」や「水利機能」を喪失し、水稲の作付けを行うことができない農地がある場合は、申告をお願いします。